

国の行政機関・独立行政法人等における非識別加工情報の制度のあらまし

1. 行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法の改正

1. 背景

- ▶ 近年の情報通信技術の進展により、いわゆるビッグデータの収集・分析が可能となる中、特に利用価値が高いとされているパーソナルデータ（個人の行動・状態等に関するデータ）の利活用を適切に促進していくことは、官民を通じた重要な課題となっています。
- ▶ 個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの適正かつ効果的な利活用を積極的に推進していくため、民間事業者による個人情報等の取扱いを規律する改正個人情報保護法が成立しました（平成27年9月）。
- ▶ 国の行政機関・独立行政法人等の保有する個人情報についても、パーソナルデータの利活用に資するよう適切に規律する改正行政機関個人情報保護法及び改正独立行政法人等個人情報保護法が成立しました（平成28年5月）。

2. 国の行政機関・独立行政法人等における非識別加工情報の制度の導入

- ▶ 改正個人情報保護法では、民間事業者により、個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元することができないようにする「匿名加工情報」の制度が導入されました。
- ▶ 国の行政機関・独立行政法人等についても、これが保有する個人情報を特定の個人が識別できないよう加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにする「非識別加工情報」の制度が導入され、これを民間事業者に提供することとしたものです。
- ▶ 非識別加工情報が民間事業者提供された場合、非識別加工情報取扱事業者として、行政機関個人情報保護法又は独立行政法人等個人情報保護法により規律されるとともに、当該事業者は非識別加工情報を個人情報保護法の匿名加工情報として取り扱うこととなるため、併せて、匿名加工情報取扱事業者として個人情報保護法により規律されることとなります。

2. 事業者課される規律

■ 匿名加工情報取扱事業者としての規律

区分	規律の内容
■ 匿名加工情報の提供	<ul style="list-style-type: none">▶ 匿名加工情報を第三者に提供するときは、あらかじめ匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目・提供方法を公表しなければなりません。▶ 匿名加工情報を提供する第三者に対して、その情報が匿名加工情報である旨を明示しなければなりません。
■ 識別行為の禁止	<ul style="list-style-type: none">▶ 匿名加工情報について、削除された記述等及び個人識別符号若しくは加工の方法を取得し、又は他の情報と照合することは禁止されています。
■ 安全管理措置義務（努力義務）	<ul style="list-style-type: none">▶ 匿名加工情報について講じた安全管理措置・苦情処理等の内容を公表するよう努めなければなりません。
■ 個人情報保護委員会の監視・監督	<ul style="list-style-type: none">▶ 報告徴収、立入検査、指導・助言、勧告・命令の監督を受けることになります。

■ 非識別加工情報取扱事業者としての規律

区分	規律の内容
■ 安全管理措置の遵守	<ul style="list-style-type: none">▶ 漏えいの防止等非識別加工情報（匿名加工情報）を適切に管理するために講ずると提案した安全管理措置を遵守しなければなりません。
■ 利用契約の遵守	<ul style="list-style-type: none">▶ 国の行政機関・独立行政法人等との間で締結した利用契約を遵守しなければなりません。▶ なお、利用契約に違反した場合は契約が解除され、一定期間、提案者となることができません（欠格事由に該当することとなります）。

3. 非識別加工情報の利用に関する提案から非識別加工情報の提供までの主な流れ

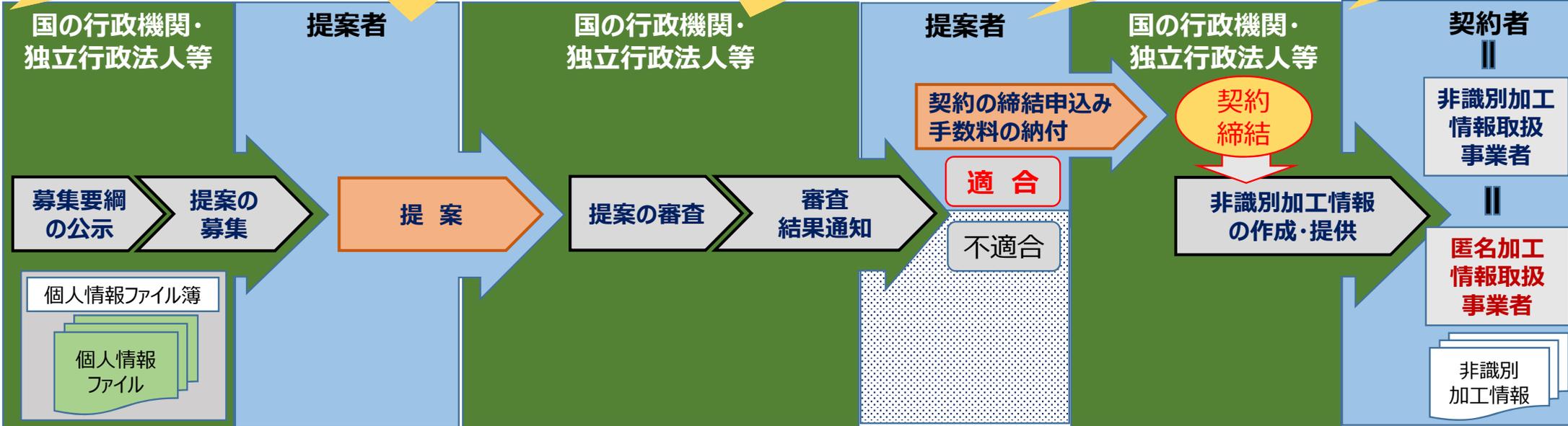
- 毎年度 1 回以上、30 日以上期間を定めて、提案の募集を行います。
- 提案の募集前に、国の行政機関・独立行政法人等のウェブ等で募集要綱を公示します。
- 提案に必要な一定の書類の様式はウェブ等で入手できます。

- 非識別加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人・法人問わず、提案できます。
- 未成年者等や禁固刑等の刑に処せられてから 2 年を経過しない者等の一定の欠格事由に該当する者は提案できません。
- 提案前に相談もできます。

- ① 欠格事由の該当の有無
- ② 一定の加工基準に合致
- ③ 事業が新産業の創出等に資すること
- ④ 漏えい防止等の安全管理措置が適切であること等、審査基準に適合しているかどうかを審査します。
- 審査結果は個別に通知します。

- 審査基準に適合した者には、審査結果通知書に契約の締結の申込書・契約書を同封します。
- 手数料を納付し、上記書類に必要な事項を記入・提出することにより契約することができます。

- 契約の締結後、国の行政機関・独立行政法人等が非識別加工情報を作成・提供します。
- 利用目的の範囲で事業の用に供することができます。



4. 個人情報ファイル簿

- ▶ 国の行政機関・独立行政法人等の保有している個人情報ファイルのあらましを記載したものが「個人情報ファイル簿」であり、ウェブ等で公表されています。
- ▶ 非識別加工情報の募集をする個人情報ファイルである旨が記載されている個人情報ファイル簿が提案の募集対象となります。

個人情報ファイルの名称	個人情報保護取扱主任者受験者ファイル	
行政機関の名称	〇〇省	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	〇〇局〇〇課	
個人情報ファイルの利用目的	個人情報保護取扱主任者試験の実施及び合格者の選定のために利用する	
記録項目	1 受験年度、2 受験番号、3 氏名、4 生年月日、5 性別、6 住所 7 電話番号、8 可否の別、9 合格順位、10 得点	
記録範囲	個人情報保護試験の受験者（平成〇〇年度以降）	
記録情報の収集方法	〇〇から〇〇により収集した。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
個人情報ファイル簿に記載しない事項	<input checked="" type="checkbox"/> 法第2条第6項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第2条第6項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	令第12条に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関非識別加工情報の提案をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）〇〇省〇〇局〇〇課 （所在地）〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	
個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出が与えられる旨	無	
行政機関非識別加工情報の概要	-	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）〇〇省〇〇局〇〇課 （所在地）〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		

個人情報
ファイル簿の例

5. 個人情報保護委員会の総合案内所（行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所）

- 個人情報保護委員会の総合案内所は、行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法に基づいて、非識別加工情報の提供の円滑な運用を確保するために設置されています。

《 ご案内します 》

- ・ 国の行政機関・独立行政法人等の非識別加工情報の制度の仕組み
- ・ 提案の募集をしている国の行政機関・独立行政法人等の窓口
- ・ 非識別加工情報に関する個人情報保護委員会規則等の解釈 等

お問い合わせは、**行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所** **03-6457-9687** まで

- ▶ 国の行政機関・独立行政法人等の非識別加工情報の提供に関する制度の概要や手続等の一般的なご相談に応じますので、ご不明な点がございましたら、個人情報保護委員会の上記総合案内所にお問い合わせ下さい。
- ▶ ただし、こちらでは、個別の提案を受け付けていませんので、非識別加工情報に関する提案等の具体的な手続については、国の行政機関・独立行政法人等に直接お問い合わせ下さい。